

いしかわ里山里海サイクリングルートロゴマーク等の使用に関する規程

(令和8年6月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、いしかわ里山里海サイクリングルートロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用および管理に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの仕様)

第2条 ロゴマークの仕様は、別添「いしかわ里山里海サイクリングルートロゴマーク使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に基づくものとする。

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークの著作権その他一切の権利は、石川県（以下「県」という。）に帰属する。

(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ、「使用申請書」（様式第1号）を県に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- (1) いしかわ里山里海サイクリングルート利用促進協議会（以下「協議会」という。）の構成団体が使用する場合
- (2) 県が後援するイベント又はツアー等の広報媒体若しくは記録物等に使用する場合
- (3) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、放送又は記事等に使用する場合
- (4) ロゴマークの使用が著作権法に定める著作権の制限に該当する場合

2 使用申請者は、第2条に規定するマニュアルによらない使用をしようとする場合は、使用申請に先立ち、あらかじめ県と協議するものとする。

(承認の基準)

第5条 県は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、いしかわ里山里海サイクリングルートの魅力向上その他本事業の目的に寄与すると認められる場合、「使用承認書」(様式第2号)によりロゴマークの使用を承認するものとする。この場合において、県は、使用申請者に対して必要な条件を付することができる。

(使用承認の制限)

第6条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しない。

- (1) 「いしかわ里山里海サイクリングルート」又は県のイメージ若しくは品位を損なうおそれがある場合
- (2) マニュアルに従って使用しないおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれがある場合
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (6) 特定の個人、団体、法人(県及び協議会を除く。)又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、ロゴマークの制定目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者が使用する場合又はこれらの者に商品等を販売する場合
- (8) 使用申請者又はその役員等(相当の責任の地位にある者を含む。)が、石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
- (9) その他、県がロゴマークの使用が適当でないとする場合

(遵守事項)

第7条 第5条第1項の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県が認めた用途にのみ使用し、承認条件に従うこと。
- (2) 第2条に規定するマニュアルに従うこと。
- (3) ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録その他知的財産に関する一切の権利の設定又は登録を行わないこと。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、この規程による使用承認の申請に要した費用及びロゴマークの使用の実施に要する経費又は役務については、県は負担しない。

(改善の指示等)

第9条 県は、使用者が第7条の遵守事項を遵守していないと認めるときは、当該使用者に対し、必要な改善を指示することができる。

(使用中止等)

第10条 県は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用中止、使用に係る物品等の回収その他必要な措置を指示することができる。

- (1) 使用申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 前条の改善指示に従わない場合
- (4) その他、ロゴマークの使用の継続が不相当であると認められる場合

2 前項の規定による使用中止等の指示により、使用者又はその関係者に損害が生じた場合においても、県はその賠償の責を負わない。

(使用者の責任)

第11条 県は、ロゴマークの使用を承認したことに起因して使用者に生じた損失、損害又は補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者がロゴマークの使用により県に損害を与えた場合、県はその賠償を請求することができる。

3 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者は、その旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(調査等)

第12条 県は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について調査を行い、又は使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(使用実績の報告)

第13条 県は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用及び管理に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

いしかわ里山里海サイクリングルートロゴマーク使用申請書

年 月 日

石川県知事 様

使用申請者

住所（所在地）

名 称

代表者職氏名

下記の内容により、いしかわ里山里海サイクリングルートロゴマークを使用したく申請します。

なお、使用に当たっては、「いしかわ里山里海サイクリングルートのロゴマーク等の使用に関する規程」および「いしかわ里山里海サイクリングルートロゴマーク使用マニュアル」を遵守します。

記

担当者連絡先（※申請内容に関する連絡窓口となる方を記載してください。）

(フリガナ)			
所属部署名			
(フリガナ)			
職・氏名			
住 所	〒		
電話番号		FAX 番号	
e-mail アドレス			

□ 使用目的および内容

1 使用目的	
2 使用内容・媒体	<input type="checkbox"/> 印刷物 () <input type="checkbox"/> 商品 () <input type="checkbox"/> Web () <input type="checkbox"/> その他 () ※具体的なデザインや掲載イメージが分かる資料を添付してください。
3 商品・サービスの販売有無等 (※ロゴマーク使用料ではありません)	料金: <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償 (小売価格 円) 予定数量:
4 使用・配布等の場所	
5 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※承認期間を超える使用はできません。
6 その他参考事項	

□ 添付書類

- ・企画書 (デザイン、レイアウト図、原稿、設計図 等)
- ・申請者の概要が分かる資料
- ・その他参考となる資料

様式第2号

いしかわ里山里海サイクリングルートロゴマーク使用承認書

令和 年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について、
「いしかわ里山里海サイクリングルートのロゴマーク等の使用に関する規程」第5条の
規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認番号	
2 使用者名	
3 使用目的	
4 使用内容・媒体	
5 承認期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※当該期間を超えて使用する場合は、再申請が必要です。
6 承認条件	本承認は、本書に定める事項並びに「いしかわ里山里海サイクリングルートのロゴマーク等の使用に関する規程」及び「ロゴマーク使用マニュアル」の遵守を条件とする。
7 その他特記事項	

以上

石川県知事

印